

史跡中小田古墳群整備基本計画 (概要版)



第1号古墳の竪穴式石槨（昭和54年度）

令和3(2021)年12月

広島市教育委員会

1 整備基本計画

(1) 全体計画及びゾーン別計画

ア 全体計画

表 1 全体計画(整備の全体メニュー)

部門 (区分)	主要な整備メニュー(整備項目)		
	史跡指定地 (主たる計画対象区域)	史跡指定地周辺 (関連する計画対象区域)	その他 (広域的な検討対象)
遺構整備	<ul style="list-style-type: none"> ○現状を基本とした遺構の保存・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘や埋葬施設などの保存整備 ・その他遺構の保存・整備：弥生時代の遺跡・弥生土器散布範囲、中世山城跡 ○遺構の保存・整備と表現 <ul style="list-style-type: none"> ・第1号古墳：墳丘（前方後円墳）の復元的整備、竪穴式石槨の表現の検討 ・第5号古墳：墳丘（円墳）の復元的整備、葺石の表現（発掘調査の結果を踏まえ墳丘下部）の検討 ・第6号古墳：墳丘（円墳）の復元的整備、葺石の表現 ・第10号古墳：盛土・植栽による墳丘（円墳）の保存・修景 ・その他古墳：墳丘（円墳、方墳）の形状がイメージできるような部分的な盛土等の検討 	—	—
動線整備 (園路・広場)	<ul style="list-style-type: none"> ○南北軸となる園路（里道）の再整備 ○小田川沿いの里道の再整備と南北軸との連結（南端部で上記里道と結節） ○サブの歩行者動線の確保・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・古墳への歩行者動線 ・古墳（墳丘）を通る歩行者動線：古墳・中世山城跡ゾーン ・南側の古墳ゾーン（第6号古墳） ・古墳・中世山城跡ゾーンの東側 ○小広場の確保・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○里道等の再整備 <ul style="list-style-type: none"> ・下小田からのルート ・松笠山方面のルート ○その他アクセスの円滑化 ○駐車場の確保・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○里道等の再整備 <ul style="list-style-type: none"> ・松笠山方面のルート ※広域的な周遊ネットワークの形成
植栽・樹林整備・修景(景観形成)	<ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保存・整備と表現に関わる植栽・樹林整備・修景 <ul style="list-style-type: none"> ・遺構（古墳）を中心とした区域における樹林整備と植栽 ・間伐等による遺構範囲の修景：弥生時代の遺跡など ○眺望確保と周辺からの景観形成に関する樹林整備 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地からの眺望の確保 ・周辺から見た中小田古墳群の景観形成 ○森林の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・保全を柱とした森林の管理 ・良好な眺望点や里道沿いにおける下刈りなど ○森林の管理 ○市街地における景観形成：広島市景観計画など 	—

部門 (区分)	主要な整備メニュー(整備項目)		
	史跡指定地 (主たる計画対象区域)	史跡指定地周辺 (関連する計画対象区域)	その他 (広域的な検討対象)
防災・環境 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ○防災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・植栽や森林の管理による防災機能等の保持 ・雨水排水の適正処理 ○現況地形・盛土を基本とした史跡の整備と環境保全 <ul style="list-style-type: none"> ・現況地形・盛土を基本とした史跡の整備 ・防災工事を施した法面等の維持管理 ・鳥獣被害対策 ・防災の観点などを取り入れた史跡の点検と復旧への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災工事を施した法面等の維持管理 (小田川) ○森林の管理 (再掲) 	—
案内・解説 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ○保存施設 (標識、説明板) ○案内板、誘導標識等の整備 ○ガイダンス機能の確保・整備 ○その他情報提供の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の作成と活用 ・ICTを活用した情報発信機能の整備 ・外国語表記 	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板、誘導標識等の整備 ○ガイダンス機能の確保・整備 ○その他情報提供の充実・強化 	※「周遊ネットワーク形成」で対応
管理・便益 施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ○維持管理施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫 ・管理用車両等の駐車スペース ○便益施設 <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、案内・休憩所 ・あずまや ・ベンチ 	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場の確保・整備 (再掲) ○中小田公園のトイレの活用 ○休憩スペース及びベンチの整備促進 	※「周遊ネットワーク形成」で対応
周遊ネットワーク形成	※上記の里道等も関係	※上記の里道等も関係	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域及び市域における地域資源活用のネットワークづくり ○市域を越えた広域的なネットワークづくり
調査計画	<ul style="list-style-type: none"> ○測量、基本設計・実施設計、事例調査 ○考古学的調査、文献・資料調査 ○樹木・植生等の調査 ○点検・経過観察 ○調査等の情報の適切な公開・活用 	—	—

イ ゾーン別整備方針

表 2 ゾーン別整備方針

ゾーン	整備方針
史跡指定地(主たる計画対象区域)	<p>北側</p> <p>エントランスゾーン</p> <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の北側からの主要な園路として、既存の里道を再整備する。 ○園路沿いが急斜面で高低差の大きい区間については、転落防止柵や階段の整備を検討する。 ○トイレ等を整備する区域では、小広場を確保する。…下記「管理・便益施設整備」を参照 <p><植栽・樹林整備・修景></p> <ul style="list-style-type: none"> ○園路(歩行者動線)の制約となる樹林(竹林を含む)については、適正に整備・管理する。 ○このうち竹林については、隣接する自然・緑地ゾーン、弥生遺構ゾーンと一体的に伐採・繁殖防止や適正な樹種転換を図る。 ○歴史的環境と調和させながら、エントランスとして植栽による修景・美化を図る。 <p><防災・環境基盤整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○園路沿いの法面のうち、土砂流出や崩落の危険性のある部分については、景観に留意しながら、崩落防止対策を講じる。 <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡標識を、形態やデザインなどを工夫し、史跡への入口付近に整備する。 ○主要な史跡への入口であり、既設の説明板の更新を図る。 ○下記の施設(建物)の整備においては、史跡のガイダンス機能、周辺などを含めた案内機能の確保・整備も検討する。 <p><管理・便益施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○園路(里道)の登り口付近には比較的まとまった平坦地があることから、近隣との調整を図りながら、整地や雨水排水施設の整備などを行い、トイレ、休憩・案内所、及び維持管理に必要な物品等を収納する倉庫などが一体となった小規模な施設(建物)の整備を図る。 ○隣地(住宅)との境界では、既設のフェンスの延伸などを行う。 ○この建物においては、史跡のガイダンス機能の確保も検討する。(再掲) ○トイレ等の市道(安佐北2区33号線)側では、案内・解説ができ、管理用車両等の駐車スペースにもなる小広場を確保する。
	<p>南側</p> <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の南側からの主要な園路として、既存の里道を再整備する。 ○地形を利用して小広場を確保する。 <p><植栽・樹林整備・修景></p> <ul style="list-style-type: none"> ○園路(歩行者動線)の制約となる樹林については、適正に整備・管理する。 <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○南側の史跡への入口であり、既設の説明板の更新を図るとともに、周辺を含めた案内板の整備を検討する。案内板については、説明板の一部に組み込むことも検討する。 <p><管理・便益施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○比較的まとまった平坦地・緩斜面があることから、ベンチなどの整備を図る。

ゾーン	整備方針
史跡指定地（主たる計画対象区域） 古墳ゾーン	<p><遺構整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1号古墳及び第9号古墳（第1号古墳の墳丘外埋葬施設）については、できる限り本来の形状に近づくよう盛土と張芝などで墳丘の保存・修景を図る。→一部園路の付替え（下記「動線整備」を参照）また、後円部の露出した<u>竪穴式石槨は、修復を行った上で盛土により地下に保存し、その上で復原展示を検討する</u>（前記の墳丘の保存・修景との調整）。 ○第5号古墳については、一部で検出された葺石の再現を検討するとともに、盛土と張芝などの措置を施し、墳丘の保存・修景を図る。 ○第6号古墳については、過去の発掘調査で葺石が確認されていることを踏まえ、<u>本来の形状に近づけるよう盛土と張芝などを行うとともに、葺石の再現に努め、墳丘の保存・修景を図る。</u> ○第10号古墳については、過去の園路（里道）の設置等に伴い、墳丘の一部が削られていることから、園路（里道）の付替えを行った上で、盛土と張芝などで墳丘の保存・修景を図る。 ○その他の古墳（第7号・第8号・第13号古墳）については、現状の形状を基本に盛土と張芝などで墳丘の保存・修景を図る。 <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡を南北方向に縦断する既存の里道を、<u>一部遺構整備（第1号・第9号古墳、第10号古墳）と調整しながら付替えを行い、主要な園路（南北軸）として再整備する。</u> ○園路沿いにおいては、誘導標識などの<u>適正な整備</u>を図る。 <p><防災・環境基盤整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○墳丘周辺や園路沿いなどの法面のうち、土砂流出や崩落の危険性のある部分については、遺構の保存や景観に留意しながら、崩落防止対策を講じる。 ○墳丘や張芝などを行った区域をイノシシ等の鳥獣から守るため、鳥獣被害防止の方策を調査・研究し、<u>具体的な対策の実施に努める</u>（鳥獣被害防止対策：古墳・中世山城跡ゾーン、弥生遺跡ゾーンも同様）。 <p><植栽・樹林整備・修景></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保存・整備や園路（歩行者動線）の制約となる樹林については、適正に整備・管理する。 ○このうち竹林（主として第10号古墳及びその周辺）については、自然・緑地ゾーンと一体的に伐採・繁殖防止や適正な樹種転換を図る。 ○第1号古墳付近など良好な眺望条件を有する範囲については、眺望確保に向け、防災や遺構の保存に留意しながら、周辺のゾーンと合わせて<u>適正に樹林整備（部分的な樹木の伐採、枝打ちなど）</u>を図る。 <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1号・第9号古墳、第6号古墳、第10号古墳に、それぞれの古墳の解説を中心とした説明板を整備する。 ○第5号～第8号古墳及び第13号古墳が立地するエリアでは、このエリア全体を解説する説明板を整備する。 ○原則として、<u>各古墳の名称表示板</u>を整備する。 ○園路沿いにおいては、誘導標識などの<u>適正な整備</u>を図る。 <p><管理・便益施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保存と調整しながら、<u>ベンチなどの整備</u>を図る。

	ゾーン	整備方針
史跡指定地（主たる計画対象区域）	古墳・中世山城跡ゾーン	<p><遺構整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2号～第4号古墳及び第14号古墳については、中世山城の造成に伴い、本来の形状を復原することが不可能であるため、<u>現状の形状の維持を目的とした土砂の流出防止等の措置</u>を講じる。 ○中世山城跡については、地下遺構や遺物の保存を図るため、前記の古墳と一体的に、現状の形状の維持を目的とした土砂の流出防止等の措置を講じる。 <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡を南北方向に縦断する既存の里道を、一部遺構整備と調整しながら、主要な園路（南北軸）として再整備する。 ○このゾーンの東側に、南北軸を補完（南と北で分岐・結節）するサブの歩行者動線を、以前存在していた道を再整備して確保する。 ○前記の里道から古墳群につながる歩行者動線（園路、広場的空間）を確保・整備する。 ○園路沿いにおいては、誘導標識などの適正な整備を図る。（再掲） <p><防災・環境基盤整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○墳丘周辺や園路沿いなどの法面のうち、土砂流出や崩落の危険性のある部分については、遺構の保存や景観に留意しながら、崩落防止対策を講じる。 ○鳥獣被害防止対策を講じる。（再掲） <p><植栽・樹林整備・修景></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保存・整備や園路（歩行者動線）の制約となる樹林については、適正に整備・管理する。 ○第4号古墳付近など良好な眺望条件を有する範囲については、眺望確保に向け、防災や遺構の保存に留意しながら、周辺のゾーンと合わせて適正に樹林整備（部分的な樹木の伐採、枝打ちなど）を図る。 <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2号～第4号古墳及び第14号古墳が立地するエリアでは、このエリア全体を解説する説明板を整備する。その際、<u>中世山城跡の存在</u>などの解説も加える。 ○各古墳の名称表示板を整備する。 ○中世山城跡の堅堀などの遺構の名称表示板の設置を検討する。 <p><管理・便益施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保存と調整しながら、ベンチなどの整備を図る。 ○良好な眺望点である第4号古墳付近においては、遺構の保存や歴史的景観と調整しながら、<u>あずまの整備</u>を検討する。
	弥生遺跡ゾーン	<p><遺構整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○弥生時代の遺跡や弥生土器散布範囲については、遺構への影響が想定される樹木の伐採（間伐）、竹林の伐採・繁殖防止の措置と樹種転換を図りながら、現状を基本に地下の遺構や遺物の保存を図る。 <p><動線整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡を南北方向に縦断する既存の里道を、主要な園路として再整備する。 ○防災ゾーン（斜面地の防災工事区域）付近の転落の危険性がある区間では、動線整備と合わせて転落防止柵を整備する（既設の柵の再整備を含む）。 <p><防災・環境基盤整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂流出や崩落の危険性のある部分については、遺構の保存や景観に留意しながら、崩落防止対策を講じる。 <p><植栽・樹林整備・修景></p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保存・整備や園路（歩行者動線）の制約となる樹林については、適正に整備・管理する。 <p><案内・解説施設整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○弥生時代の遺跡や弥生土器散布範囲を解説する説明板を整備する。

ゾーン	整備方針
史跡指定地（主たる計画対象区域）	<p>自然・緑地ゾーン</p> <p><動線整備> ○史跡を南北方向に縦断する既存の里道を、主要な園路として再整備する。 ○史跡を縦断する主要な園路と小田川沿いの里道とをつなぐルート（園路）を、既設の里道ルートを中心に再整備する。また、史跡の中央部などで両者をつなぐルート（園路）の整備を検討する。</p> <p><防災・環境基盤整備> ○土砂流出や崩落の危険性のある部分については、遺構の保存や景観に留意しながら、崩落防止対策を講じる。</p> <p><植栽・樹林整備・修景> ○遺構の保存・整備や園路（歩行者動線）の制約となる樹林については、適正に整備・管理する。</p> <p><案内・解説施設整備> ○園路沿いにおいては、誘導標識などの適正な整備を図る。</p>
	<p>防災ゾーン</p> <p><動線整備> ○東側（小田川及びその周辺）の里道については、関係機関と協議・調整の上、砂防堰堤から上流の再整備に努める。 ○史跡を縦断する主要な園路（南北軸）と小田川沿いの里道とをつなぐルート（園路）を、既設の里道ルート（史跡指定地の南端）を中心に再整備する。また、史跡の中央部などで両者をつなぐルート（園路）の整備を検討する。…再掲</p> <p><防災・環境基盤整備> ○小田川及びその周辺に関しては、砂防堰堤の工事において史跡指定地内と連続する形での法面の緑化、及び景観に配慮した修景を働きかける。 ○西側の急傾斜地の防災工事箇所については、その維持管理を図る。</p> <p><植栽・樹林整備・修景> ○歩行者動線（里道）の制約となる樹林については、適正に整備・管理する。</p> <p><案内・解説施設整備> ○里道（園路）沿いにおいては、誘導標識などの適正な整備を図る。</p>
史跡指定地外（史跡周辺関係する計画対象区域）	<p>史跡周辺森林ゾーン</p> <p><動線整備> ○里道等の維持管理及び修繕等に努める。</p> <p><植栽・樹林整備・修景> ○関係権利者等による森林の保全や管理を促進する。 ○歩行者動線（里道等）の制約となる樹林については、適正に整備・管理する。</p> <p><案内・解説施設整備> ○里道沿いなどにおいては、地域活動団体等による誘導標識などの適正な整備及び維持管理を促進する。</p>
	<p>史跡周辺市街地ゾーン</p> <p><景観形成> ○広島市景観計画（景観法）及び広島市屋外広告物条例による相談・協議、その他手続きに対応するとともに、景観に関する市民意識の醸成に努める。</p> <p><案内・解説施設整備> ○史跡へのアクセスルートなどにおいては、誘導標識などの適正な整備を図る。</p> <p><管理・便益施設整備> ○駐車場の確保・整備に努める。 ○史跡指定地内にトイレを整備するまでの間については、地元町内会等の協力を得て、中小田公園のトイレ利用など史跡利用者の利便性確保に向けた取組を進める。</p>

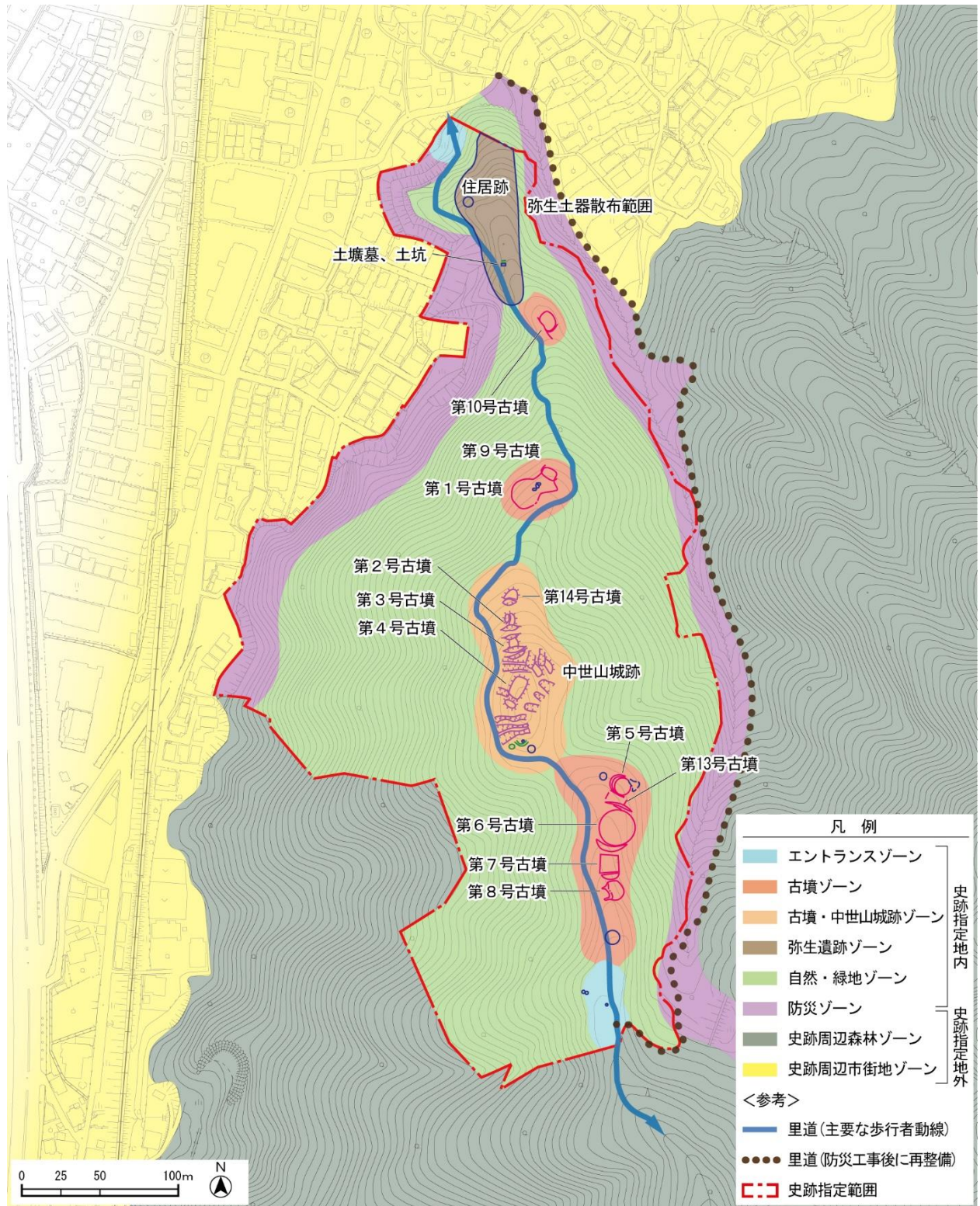


図1 ゾーン区分

(2) 遺構整備計画

ア 遺構（古墳）の保存・整備と表現

■ 第1号古墳及び第9号古墳（中央の「古墳ゾーン」）

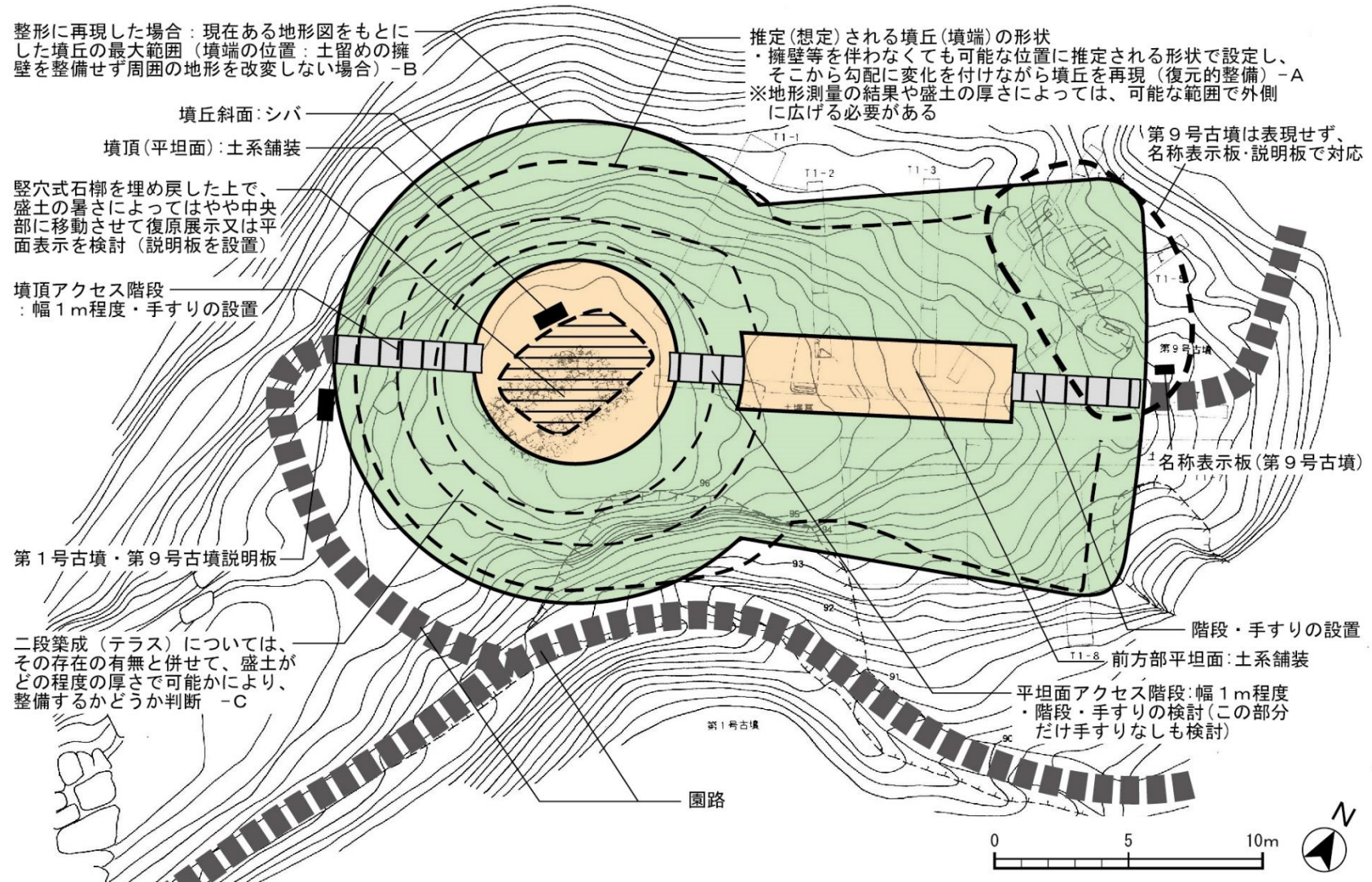


図2 第1号古墳整備検討図

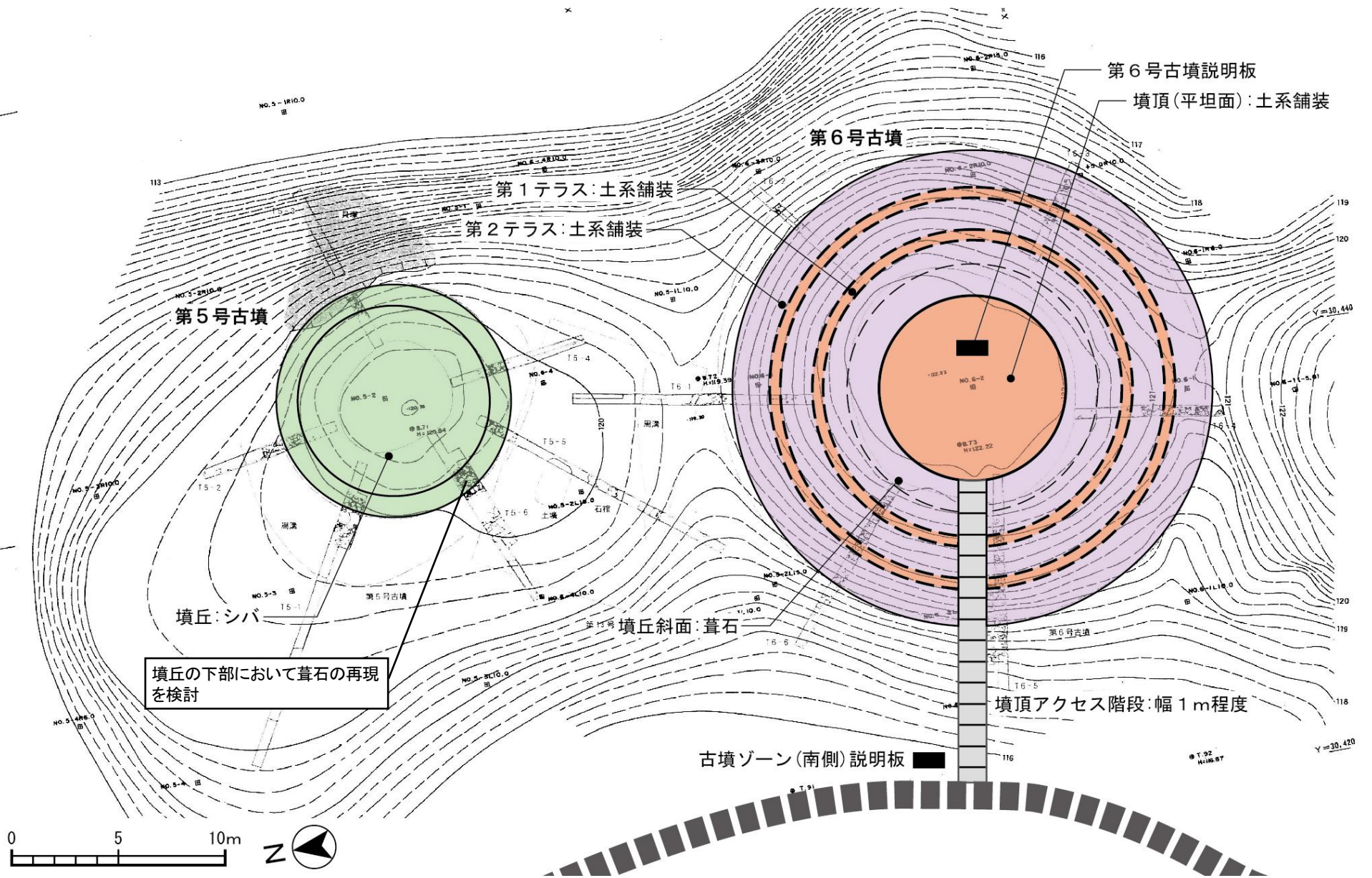


図3-1 第5号古墳・第6号古墳整備検討図(A案) ※第6号古墳は斜面を全面的に葺石

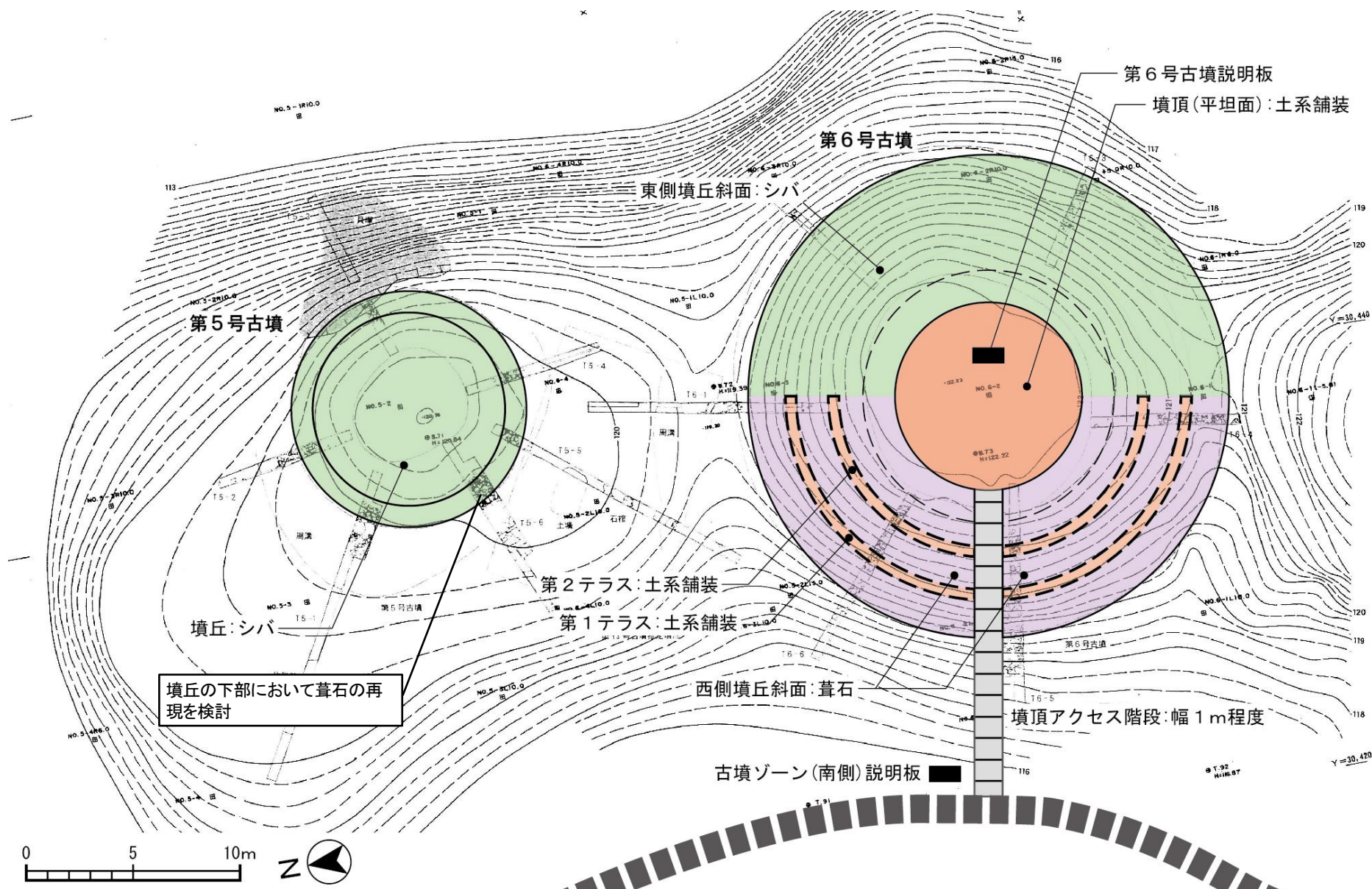


図3-2 第5号古墳・第6号古墳整備検討図 (B案)

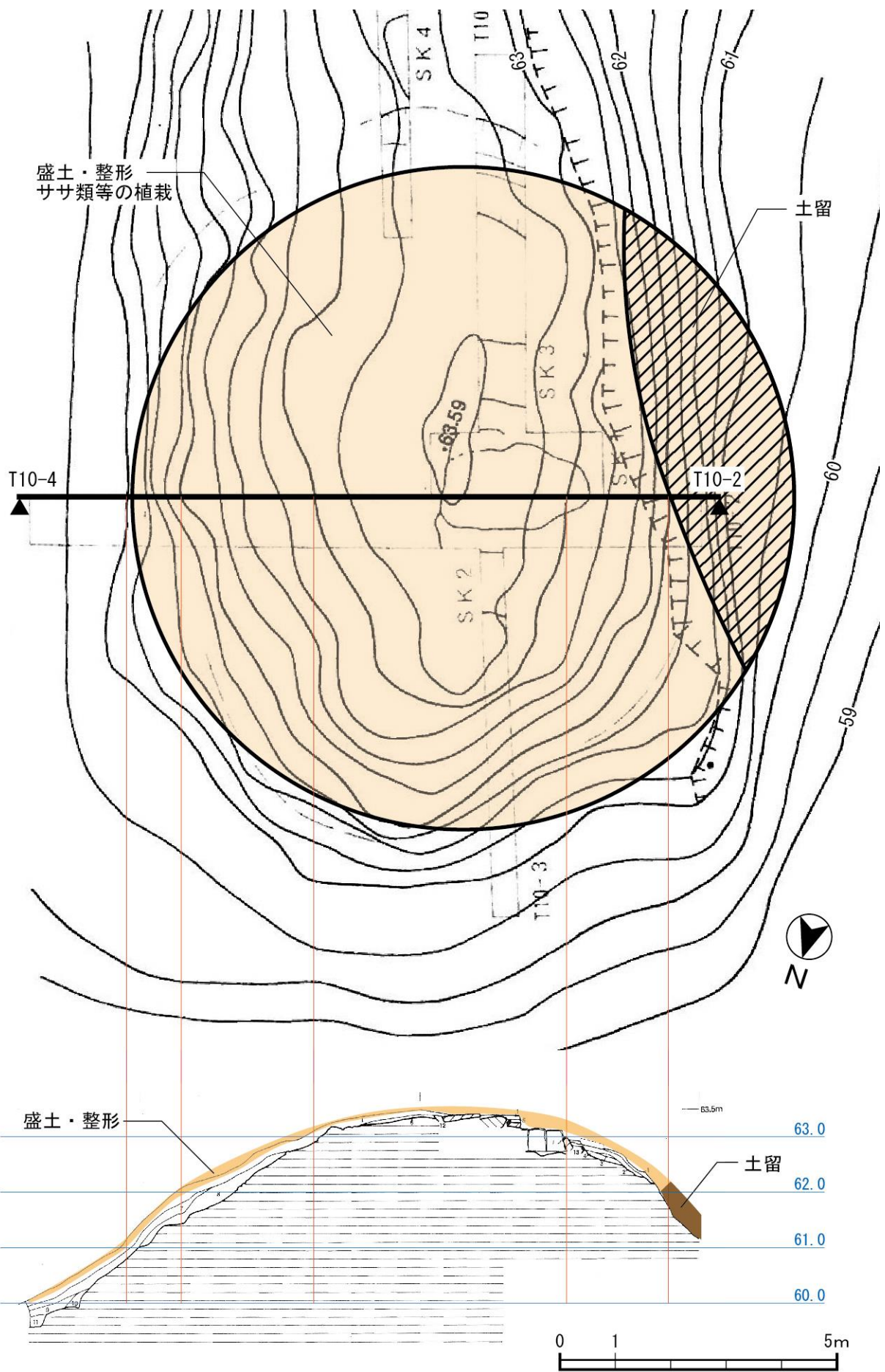


図4 第10号古墳整備検討図

イ 現状を基本とした遺構の保存・整備(主として保存のための整備)

(7) 墳丘や埋葬施設などの保存・整備

■第2号古墳～第4号古墳、第14号墳(「古墳・中世山城跡ゾーン」)

中世山城の造成に伴い、本来の形状を復原することが不可能であるため、現状の形状の維持を目的とした土砂の流出防止等の措置を講じる。

その際、遺構への影響が想定される樹木の伐採(原則、墳丘の樹木は除去)、下草の除去、墳丘の保護及び修景のための植栽(シバ類など)、雨水の処理対策を行う。

■第7号古墳、第8号古墳、第13号古墳(南側の「古墳ゾーン」)

同じ古墳ゾーンに位置する第5号古墳、第6号古墳(遺構の表現を計画…「2 遺構の保存・整備と表現」を参照)を含め、遺構への影響が想定される樹木の伐採(原則、墳丘の樹木は除去)、下草の除去、墳丘の保護及び修景のための植栽(シバ類など)、雨水の処理対策を行う。

(イ) その他の遺構の保存・整備

■弥生時代の遺跡や弥生土器散布範囲

弥生時代の遺跡や弥生土器散布範囲については、遺構への影響が想定される樹木の伐採(間伐)、竹林の伐採・繁殖防止の措置と樹種転換を図りながら、現状を基本に地下の遺構や遺物の保存を図る。

■中世山城跡

中世山城跡については、墳丘等の保存・整備と合わせて、遺構への影響が想定される樹木の伐採(間伐)など行いながら、現状を基本に地下の遺構や遺物の保存を図る。

(2) 動線整備計画

ア 主として史跡指定地における園路等の再整備

(7) 南北軸となる園路(里道)の再整備

史跡を南北方向に縦断する既存の里道を、一部遺構整備(第1号・第9号古墳、第10号古墳など)と調整しながら付替えを行い、主要な園路として再整備する。

■園路の整備の基礎的な対応

○園路の路面の確保・整備

- ・原則、1～1.5m程度の幅員を確保
- ・路面の整備：盛土・切土などにより整形するとともに、イノシシ等による洗掘を防ぐため、真砂土舗装等を検討する。

○園路の両サイドの整備(必要な箇所・区間)

- ・法面の保全：一部は盛土・切土及び植栽等による法面の整形・保全、斜面の崩落箇所またはその恐れのある箇所の整備
- ・樹林整備(法面の保全、樹木が動線の制約とならないよう伐採、下刈りなど)

■勾配の急な区間など

○階段(段木)の整備

○手すり・転落防止柵の整備

- ・急な法面(防災工事箇所など)沿いにおいては、転落防止柵の役割も担う。

○一部区間の舗装(透水性)：北側エントランスゾーンの市道(安佐北2区33号線)

への取り付け部分など

さらに、園路沿いにおいては、誘導標識などの適正な整備を図る。…詳細は「第6節 案内・解説施設整備計画」で記述

(イ) 小田川沿いの里道の再整備と南北軸との連結

安佐北区役所等関係機関と調整し、再整備が計画されている砂防堰堤の管理用道路につながる里道（砂防堰堤付近から南側）の活用を図り、史跡指定地の南端付近で南北軸となる園路に結節させる。

また、上記2つの里道・園路を史跡指定地の中央部付近（東側）でつなぐルートについて検討する。

(ウ) サブの歩行者動線の確保・整備

南北軸となる園路（里道）から古墳等につながる歩行者動線を、園路及び墳丘の広場的空間（樹木の伐採など）などにより確保・整備するとともに、定期的な下草刈りなどを行う。

■第1号古墳及び第9号古墳（古墳ゾーン）における歩行者動線の確保・整備

■南側の古墳ゾーンにおける歩行者動線の確保・整備（第6号古墳の墳頂への園路）

■第10号古墳（古墳ゾーン）における歩行者動線の確保・整備

■古墳・中世山城跡ゾーンにおける歩行者動線の確保・整備

<古墳群を縦断的に見学するルート>

○南北軸となる園路から第2号古墳と第3号古墳の間（中世山城跡の堀切）、及び第4号古墳につながる園路（階段等）を、遺構の保存に留意して整備する。

<古墳群（古墳・中世山城跡ゾーン）の東側を通るサブ動線>

○古墳群（第2号古墳～第4号古墳、第14号古墳）の東側の近接地にある既設の道を生かしながら、南北軸となる園路を補完するサブの動線を確保・整備する。

■弥生土器散布範囲における歩行者動線の確保・整備

○弥生土器散布範囲における間伐、竹林の除去、下刈り等により、南北軸となる園路からの歩行者動線を確保する。

(エ) 小広場の確保・整備

○南北のエントランスゾーン及び古墳・中世山城跡ゾーン、南側の古墳ゾーンにおいては、小広場を確保・整備し、次のような利用を図る。

・北側のエントランスゾーン：案内・解説の場、管理用車両等の駐車スペース（案内・休憩・トイレ等の整備も計画）

・南側のエントランスゾーン：案内板・説明板の整備場所

・古墳・中世山城跡ゾーン：第4号古墳の南側に小広場を確保・整備…眺望の場、休憩の場（あずまやの整備の検討）

・南側の古墳ゾーン：第5号古墳の西側付近などに小広場を確保・整備…主としてこのゾーンの説明板、ベンチの整備場所

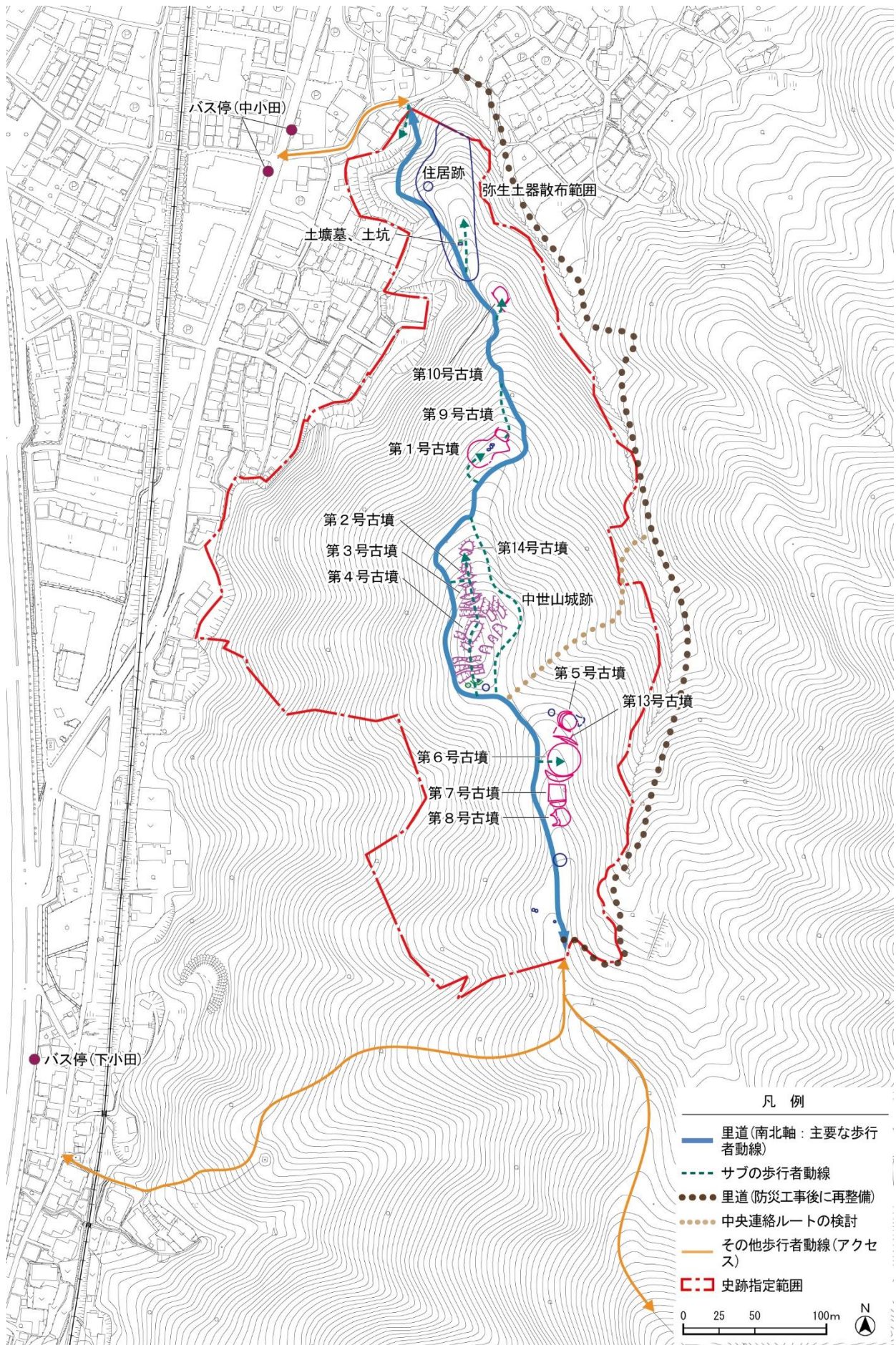


図5 動線整備計画

(4) 植栽・樹林整備・修景（景観形成）計画

ア 史跡指定地を中心とした区域における植栽・樹林整備・修景

(7) 遺構の保存・整備と表現に関わる植栽・樹林整備・修景

■遺構（古墳）を中心とした区域における樹林整備と植栽（シバ類など）

- 遺構整備においては、樹木等を全体または部分的に除去し、保護または復元的整備のための盛土上にシバ類などの植栽を図り、遺構の保存（法面等の保護）・修景を図る。
- 墳丘縁辺部においても植栽を図り、墳丘と合わせて修景及び防災性を確保する。その際、日光の当たり方などを考慮し、墳丘（遺構）とそれ以外で品種を変えることなどを検討する。
- 古墳・中世山城跡ゾーンにおける墳丘に隣接した堀切跡等については、墳丘縁辺部として植栽を図る。
- 保安林の伐採（択伐）を行う場合には、森林法に基づき適正に対処する（他も同様）。

■間伐等による遺構範囲の修景：弥生時代の遺跡など

- 古墳の周辺においては、歩行者動線からの景観や眺望の確保のため、防災性に留意しながら、間伐、下刈りなどを行う。
- 弥生土器散布範囲については、そこに立ち入り、説明板などで遺構・遺物が存在することを学習するため、縁辺部を含め間伐、下刈りなどを行う。

■自然環境に配慮した植栽

- 園路沿いや小広場周辺などにおいては、春の花見、秋の紅葉などを楽しめるよう、ヤマザクラなど史跡指定地やその周辺にある樹種を前提に、自然に生育したような配置で部分的に植栽する。
- 園路沿いや小広場周辺などにドングリとなるアベマキなどが無い場合には、子どもたちがドングリ拾いを安全に行えるよう、場所を選定してそれらを苗又は種子から育てる。

(4) 眺望確保と周辺からの景観形成に関する樹林整備

■史跡指定地からの眺望の確保に関する樹林整備

- 第1号古墳、第4号古墳及び第6号古墳においては、主要な眺望点として史跡の北西・西・南西方向の眺望が確保できるよう、防災性に留意しながら、間伐、枝打ちなどを行う。

(7) 森林の管理

■竹林対策

- 史跡指定地の北西側を中心に広がる竹林及び竹を含む混合林においては、竹の伐採・繁殖防止や適正な樹種転換を図る。

■施設整備に関わる樹林整備と森林の管理

- 園路、広場やその他施設（休憩所など）の整備に伴い、関係する樹木の除去や下刈りなどを行う。
- 遺構やその周辺、園路沿いなどにおいては、下刈り、整備後に生育した樹木（幼木）の除去などの管理を定期的に行う。

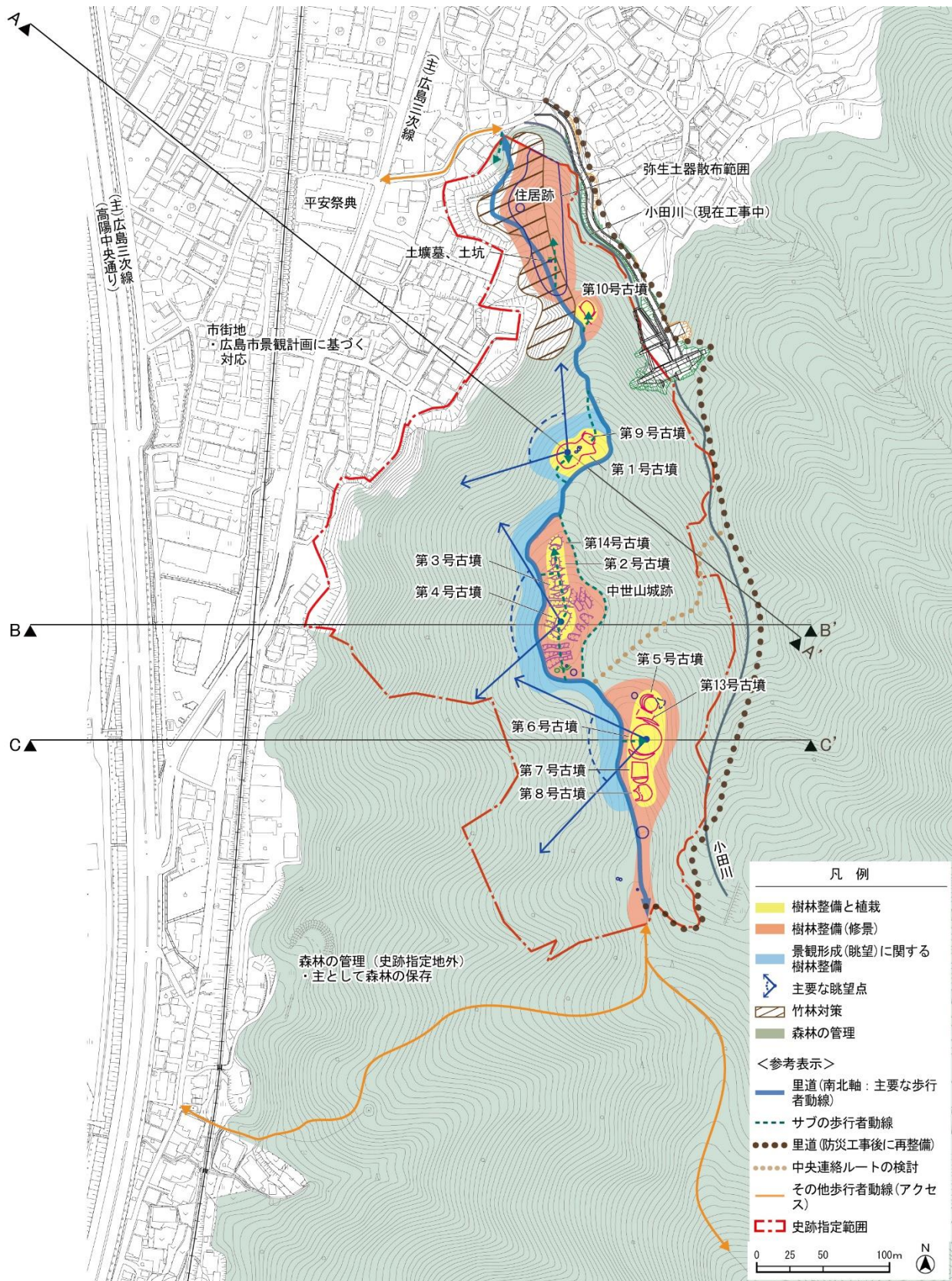


図6 植栽・樹林整備・修景(景観形成)計画

(5) 防災・環境基盤整備計画

ア 防災対策

- (7) 植栽や森林の管理による防災機能等の保持
- (4) 雨水排水の適正処理

イ 現況地形を基本とした史跡の整備と環境保全

(7) 現況地形を基本とした史跡の整備

○原則、現状の地形を大きく改変しないこととし、盛土・切土は必要最小限とする。

(4) 防災工事を施した法面等の維持管理

○史跡指定地の北西側の山麓部付近の防災工事を行った区域(急傾斜地)については、適正な点検と維持管理を行う。

(ウ) 鳥獣被害対策

○イノシシなどによる遺構のき損やその他地面の掘り返しなどを防ぐため、古墳周辺へのフェンス設置(防護柵)、センサーによる光・音波の照射など鳥獣被害防止対策を検討する。

(エ) 防災・安全の観点なども取り入れた史跡の点検と復旧への対応

(6) 案内・解説施設整備計画

ア 保存施設及び案内板、誘導標識等の整備

(7) 保存施設(標識、説明板)の整備

■ 史跡標識

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(文化庁)に規定される標識を北側のエントランスゾーンに整備する。

■ 説明板の整備

○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(文化庁)に規定される史跡全体の説明板を南北のエントランスゾーンに整備(既設の説明板の更新)する。

○個々の古墳などの説明板を整備する

○説明板の形状は、下草がある程度茂っても確認できるよう、立面型を基本とし、視覚しやすいよう表示面を傾斜させることを検討してデザインする。

○標識、説明板は、見やすさと合わせて、耐久性や維持管理を考慮して整備する。

(4) 案内板、誘導標識等の整備

■ 案内板の整備

○北側のエントランスゾーンにトイレ等(案内・休憩所を含む)を整備する場合には、その一部である案内・休憩所に、周辺地域の文化財などを含めた案内板(パネル)を整備する。トイレ等が整備できない場合は、下記のように案内・説明板の整備を



標識(二子塚古墳…福山市)



斜状立面型説明板とパンフレットボックス(はじまりの広場…広島県府中市)

図る。

○南側のエントランスゾーンに、周辺地域の文化財などを含めた案内板、または説明板と一体となった案内・説明板の整備を図る。

■誘導標識の整備

○史跡指定地内のルートの結節点などに誘導標識を整備する。なお、表示内容は、主要な目指す対象と方向、距離を基本とする。

○史跡指定地へのアクセスを高めるため、歩行者動線沿いの主要なポイント（史跡指定地外）への誘導標識の設置に努める。また、駐車場を整備した場合は、交通安全にも留意しながら、駐車場へ円滑にアクセスできるよう誘導標識を整備する。



ポール型誘導標識（史跡吉川氏城館跡万徳院跡…北広島町）

■名称表示板の整備

○説明板を設置しない古墳などの存在を知らせるため、名称表示板の設置を図る。

○名称表示板に簡潔な説明を表記することも検討する。



名称表示板（史跡吉川氏城館跡万徳院跡…北広島町）

■注意札の整備、注意事項の記載

○史跡の利用、安全などに関する注意札については、ピクトグラム（火気厳禁、ぼい捨て禁止等々）として案内板・説明板に併記するなど、注意喚起を図る。

イ ガイダンス及び情報提供（発信）機能の整備

(7) ガイダンス機能の確保・整備

■北側のエントランスゾーンにおけるガイダンス機能の確保・整備

○北側のエントランスゾーンへの整備を計画している案内・休憩所（トイレ等と一体の建物）においては、当該史跡や周辺の文化財等を案内・解説するパネルの設置、パンフレットの配布などを行うとともに、史跡の模型などの展示を検討する。

■既存施設における情報発信機能の確保の検討

○口田公民館などの既存施設において、中小田古墳群に関するパンフレットの配布や講座の開催など情報発信機能の確保を検討する。

(4) その他情報提供の充実・強化

■ICTを活用した情報発信機能の整備

○説明板やパネル、パンフレットなどへのQRコードの記載など、ICT（情報通信技術）との連動について検討する。

○AR（拡張現実感）などによる映像・情報の提供を検討する。

■外国語表記

○案内板・説明板、誘導標識等については、外国語（英語等）の併記を行うとともに、パンフレット等印刷物については、日本語版作成後、外国語版の作成を検討する。

○外国語表記については、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月 国土交通省 観光庁）を踏まえて取り組む。

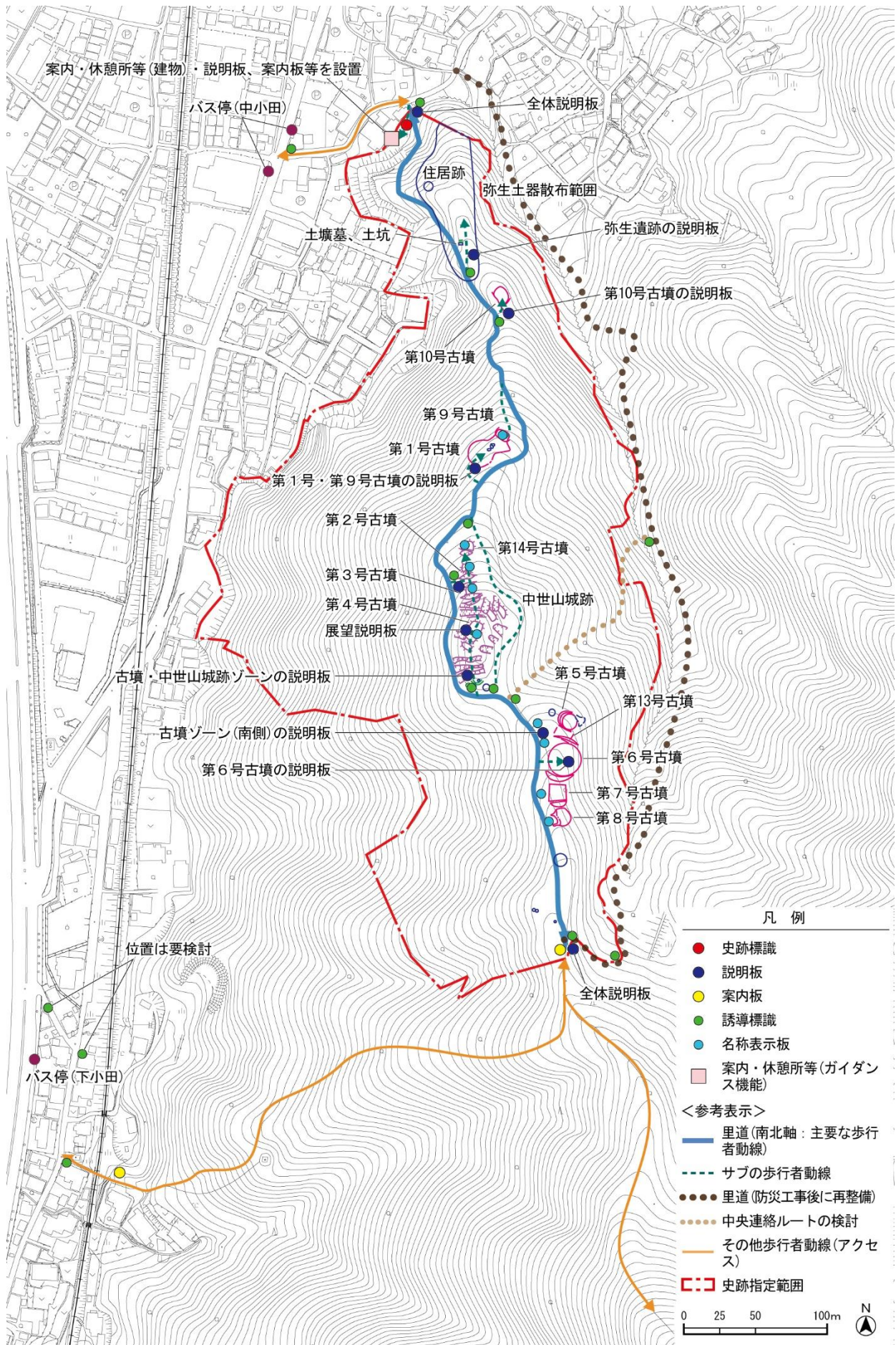


図7 案内・解説施設整備計画

(7) 管理・便益施設整備計画

ア 史跡指定地における管理・便益施設の整備

(7) 維持管理施設等の整備

■維持管理用の倉庫の整備

○下刈りや清掃、案内などで使用する道具・機器を保管する倉庫を、ガイダンス施設の建物の一部に確保・整備する。

■管理用車両等の駐車スペースの確保・整備

○北側エントランスゾーンに計画しているトイレ等(建物)の市道側に小広場を設け、案内・解説の場などとして利用するとともに、管理用車両等の駐車スペースとする。

○障害者や要介護認定を受けた高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な人の駐車スペースとしての利用も検討する。



トイレと休憩所(バス待合所)が一体となった建物(史跡鰐淵寺境内付近…島根県出雲市)



図8 北側エントランスゾーンにおける管理・便益施設等の整備

(2) 便益施設の整備

■北側エントランスゾーンにおけるトイレ及び案内・休憩所等の一体的整備

- 北側エントランスゾーンの平坦部において、トイレ及び案内・休憩所等の一体的整備を図る。
- 案内・休憩所（スペース）には、案内・解説パネルやベンチの設置、配布資料等の配置を行うとともに、模型の製作と展示を検討する。

■あずまや等の整備の検討

- 古墳等が存在する区域のうち、平坦部があり、かつ、眺望条件を有している第4号古墳の北側などへのあずまや（休憩所）の整備を検討する。
- 眺望が良好に確保できる場合には、あずまや（休憩所）兼展望台の整備を検討する。

■ベンチの整備

- 良好な眺望が確保でき、一定の平坦部のある第4号古墳の墳頂部に、遺構の保存と景観に留意しながら、ベンチの整備を図る。
- 第1号古墳の近くに、眺望の確保と合わせてベンチの整備を図る。
- 第5号～第8号古墳などが存在する南側の古墳ゾーン、及び隣接する南側エントランスゾーンにおいて、原則、墳丘以外の場所にベンチの整備を図る。ただし、第6号古墳については、墳丘・葺石の復元的整備を図ることから、眺望の確保と合わせて墳頂部においてベンチの整備を検討する。

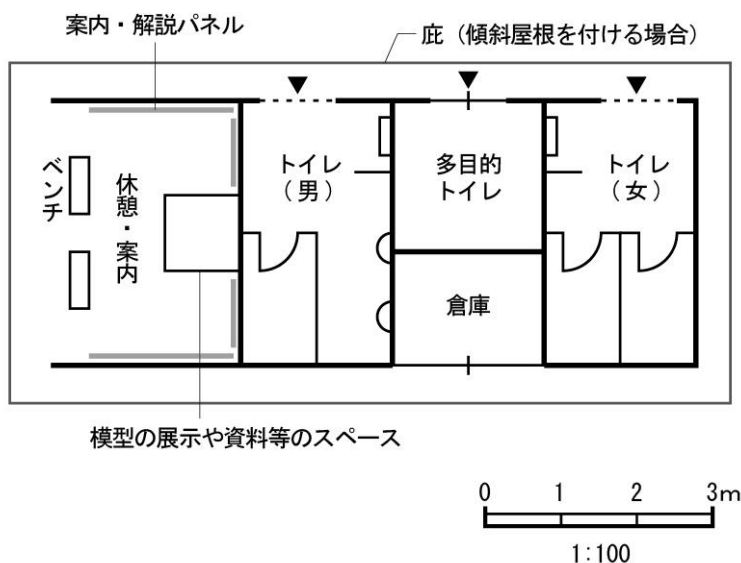


図9 トイレ及び案内・休憩所等の基本的な構成案

イ 史跡指定地周辺における便益施設の確保・整備

■駐車場の確保・整備

- 史跡指定地の周辺（近接地）において、史跡利用に資する駐車場の確保・整備に努める。

■中小田公園のトイレの活用

- 史跡指定地内にトイレが整備できるまでの間は、地元町内会などの理解と協力を得ながら、中小田公園のトイレが利用できるようにする。

■休憩スペース及びベンチの整備促進

(8) 周遊ネットワーク形成計画

ア 周辺地域及び市域における地域資源のネットワークづくり

(7) 地域資源（文化財等）を生かした多彩なコースづくり

口田地域や太田川流域の地域、さらには広島市の市域において、文化財及び観光関連関係団体、地域活動団体等と連携しながら、中小田古墳群と他の文化財、自然、景観資源、観光資源などをつなぐ歴史文化を中心とした複数のコースを設定する（組合せも検討）。

(イ) ネットワークづくりのための施設整備

- 案内板・誘導標識等（サイン）の整備
- ICTを活用した情報発信機能の整備及び外国語表記
- 便益施設（休憩所、トイレ、駐車場など）の確保及び整備・充実
- サイクリング対応
- 情報提供機能の充実・強化と外国人観光客等への対応

イ 市域を越えた広域的なネットワークづくり

近隣市町と連携し、中小田古墳群を含めた文化財の市町の枠を超えた活用を進めるとともに、それに対応する案内表示板（サイン）や情報提供機能などの整備を検討する。

また、広島大学などにある中小田古墳群における出土遺物（三角縁神獣鏡など）の複製品の作製、その他歴史環境を通じた広域的な学术交流、市民交流などを検討する。

2 公開・活用及び管理運営計画

(1) 公開・活用計画

ア 公開・活用の基本的な考え方

【公開・活用の基本的な考え方】

- 各種調査等の状況・成果を公開・発信する。
- ガイダンス機能を整備・充実させ、有効に活用する。
- ボランティアガイド又は観光ガイドを育成し、活用を図る。
- 学校教育・社会教育に中小田古墳群を取り入れ、認知度・関心を高める。
- 観光・交流、まちづくり活動において中小田古墳群の活用を図る。
- 地域住民・地域活動団体等と連携し中小田古墳群の活用を図る。
- 中小田古墳群に関する情報を持続的に発信する。

イ 公開・活用の具体的な取組

(7) 各種調査等の状況・成果の公開・発信

- 発掘調査や物理探査などの途中段階、終了時における説明会の開催
- ホームページ等における情報発信
- パンフレット等の作成又は更新
- その他：マスコミの活用など

(イ) ガイダンス機能の整備・充実と活用

- 休憩・案内スペースにおけるガイダンス機能の確保
 - ・案内・解説パネルの設置
 - ・地形模型の作製・配置の検討

- ボランティアガイド又は観光ガイドの育成と活用（下記）

(ウ) ボランティアガイド等の育成・活用

- 地域活動団体などと連携したボランティアガイド等の育成・参加促進
- 専門的なボランティアガイド等の養成講座や研修会の実施
- ボランティアガイド等による受け入れ体制づくり（組織づくり、利用方法の明確化）
- ボランティアガイド等の情報発信（活用促進）

(エ) 学校教育・社会教育における中小田古墳群の活用

- 学校教育における中小田古墳群や自然環境に関する学習機会の創出
- 中小田古墳群を含め地域の歴史文化を学習できる副読本などの作製
- 中小田古墳群を含めた地域の歴史文化や自然環境に関する講座、講演会、フィールドワーク等の開催

(オ) 観光・交流、まちづくり活動における中小田古墳群の活用

- 中小田古墳群の観光の場としての活用（観光面を含めた情報発信、イベントなど）
- 中小田古墳群を生かした交流の促進（古墳や自然環境を通じた広域交流など）
- 地域起こし・まちづくりの資源としての中小田古墳群の活用促進
 - ・イベントの実施：歴史探訪（ウォーキング）、フォトコンテスト、古墳や森を生かしたアートイベントなど
 - ・中小田古墳群に関わるものづくり（グッズなど）

(カ) 地域住民や子どもたちなどの日常的な利用の促進

- 健康づくりのウォーキングの場としての活用促進
- 町内会やグループでの歴史探訪や自然探勝、交流の場としての活用促進
- 子ども会等でのドングリ拾いと工作の会などの開催促進
- （弁当持参の）親子での古墳や自然体験の場としての活用促進など

(キ) 行政と市民・地域活動団体等が連携した中小田古墳群活用に向けた取組の推進

- 中小田古墳群の活用に向けた体制づくり（必要に応じて維持管理や運営を含める）
- 広島市と地域住民・地域活動団体等の情報交換（情報の共有化）や意見交換の場の充実

(ク) 中小田古墳群に関する情報の持続的な発信

- 定期的な歴史文化に関するニュースレター（たより）の作成の検討
- 広報による情報提供
- 広島市ホームページまたはリンクサイトにおける中小田古墳群などに関する情報の提供と充実
- パンフレット等の作成または更新
- ICT（情報通信技術）による情報発信の検討
- AR（拡張現実感）の整備、その他ICT（情報通信技術）の活用の検討 など

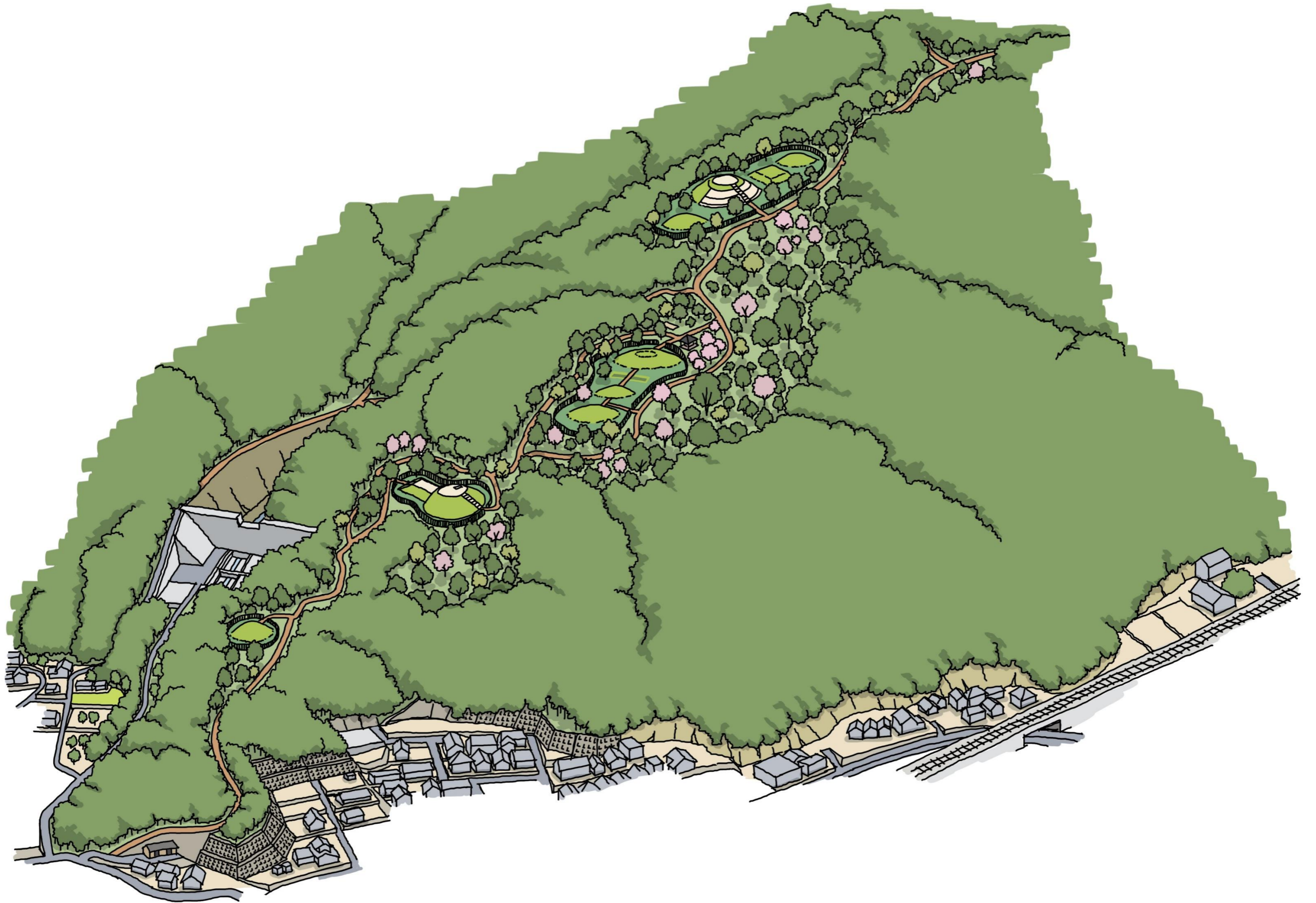


図11 完成予想図（イメージスケッチ）

(2) 管理運営計画

ア 管理運営の基本的な考え方

【管理運営の基本的な考え方】

- 行政と地域住民・地域活動団体等が連携した管理運営の体制と仕組みをつくる
- 適正な史跡の利用を促進する
- 史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理に取り組む

イ 管理運営の具体的な取組

(7) 行政と地域住民・地域活動団体等が連携した管理運営の体制と仕組みづくり

- 行政と地域住民・地域活動団体等が連携した体制
 - ・主体、担い手、連携、役割分担の確立
 - ・相談・連絡体制の充実・強化
- 管理運営の仕組みづくり（管理運営マニュアル等の作成）
 - ・連携の方法、各主体の役割の取組内容（詳細）の明確化
 - ・下記の管理対策、維持管理対策を含めた管理運営マニュアル等の作成

(4) 適正な史跡の利用の促進

- 史跡利用の注意事項、マナー（ゴミのポイ捨て・落書き防止、自然環境の保護など）の啓発・情報提供
 - ・案内板や注意札等への分かりやすい表示
 - ・パンフレット等への記載
 - ・ICTを活用した情報提供（下記「緊急時等の対策」の内容を含む。）
- 緊急時等の対策
 - ・来訪者への緊急時等の連絡先の伝達
 - ・消防、警察との連携の確保
 - ・来訪者の事故や病気、災害時（気象予報を含む）、その他緊急時等（鳥獣への警戒、遺構のき損など）に関する対策の明確化…前記（1）と合わせた「管理対策マニュアル等」の作成

(ウ) 史跡の保存・活用を前提とした持続的な維持管理

- 広島市と地域住民・地域活動団体等による維持管理の体制の構築
 - ・主体、役割、支援、連携の明確化
- 維持管理の内容・方法の明確化
 - ・遺構や施設・設備の点検
 - ・植栽や樹木の維持管理（下刈り、枝打ち等）
 - ・清掃美化
 - ・「管理対策マニュアル等」の作成（再掲）
- 維持管理に協力してくれる地域外の住民を含めたボランティアの募集

3 事業計画

(1) 事業時期の考え方

【事業期間の考え方】

■前期事業期間（5か年）：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2027年度)

- 史跡指定地（一部隣接地を含む）における整備を、一部を除き完了させる。
- 整備に合わせて公開・活用及び管理運営に対応する。

■後期事業期間（5か年）：令和8年度(2028年度)～令和12年度(2032年度)

- 前期事業期間で積み残した整備について調査・検討し、具体化を目指す。
- 史跡指定地以外における周遊ネットワーク形成などの取組の具体化を目指す。
- 公開・活用及び管理運営の取組を展開する。
- 取組の具体化による効果や課題などを踏まえ、計画内容の拡充や見直し、新たな保存・活用（整備）への対応などを検討する。

(2) 整備プログラム

表3 整備プログラム

区分	施策・事業	前期事業期間(5か年:令和3年度～7年度)					後期事業期間 (5か年令和8年度～12年度)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
調査・設計	測量		(令和4年度 に実施予定)				
	基本設計・実施設計						
	事例調査	整備事例等					・必要に応じて実施
	考古学的調査	必要に応じて実施					・必要に応じて実施
	文献・資料調査	必要に応じて実施					・必要に応じて実施
	防災に関する調査	必要に応じて実施					・整備状況や経過観察などを踏まえ対応
遺構整備	現状を基本とした遺構の保存・整備			・第2号～第4号古墳、第14号古墳 ・第7号・第8号古墳、第3号古墳 ・第10号古墳⇒円墳がイメージできるような盛土等			(財政状況等踏まえ、進捗調整) ・維持管理や毀損した場合の復旧への対応
	その他遺跡				・弥生時代の遺跡や弥生土器散布範囲 ・中世山城跡		(財政状況等踏まえ、進捗調整) ・維持管理や毀損した場合の復旧への対応
	遺構の保存・整備と表現(復元的整備など)			・第1号・第9号古墳(前方後円墳) ・第5号古墳(円墳:一部葺石の検討) ・第6号古墳(円墳:三段築成、葺石) ・現状を基本とした遺構の保存・整備においても、形状(円墳、方墳)がイメージできるような盛土等を検討			(財政状況等踏まえ、進捗調整) ・維持管理や毀損した場合の復旧への対応

区分	施策・事業	前期事業期間(5か年:令和3年度～7年度)					後期事業期間 (5か年令和8年度～12年度)	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)		
動線整備	主として史跡指定地	南北軸となる園路(里道)の再整備			・幅員の確保・整備など ・手すり、階段等の整備			
		小田川沿いの里道の再整備と南北軸との連結					・堰堤付近から南側 ・史跡指定地東側(既設の道の活用、上記里道への接続等)	
		サブの歩行者動線の確保・整備			・第1号古墳及び第9号古墳 ・南側の古墳ゾーン(第6号古墳の墳頂への園路) ・第10号古墳(古墳ゾーン) ・古墳・中世山城跡ゾーン:古墳群を縦断的に見学するルート、ゾーンの東側を通るサブ動線 ・弥生土器散布範囲			
		小広場の確保・整備			・ルート、幅員の確保・整備など	・手すり、階段等の整備	・維持管理や修繕など	
	史跡指定地外	史跡の南側への歩行者動線(里道等)の再整備						・下小田からのルート ・松笠山方面からのルート
			その他アクセスの円滑化			・駐車スペース(北側エントランスゾーン)		・バス停からのアクセスの円滑化(誘導標識など) ・駐車場の確保・整備
		広域的な周遊ネットワークの形成						※「周遊ネットワーク形成」参照
		主として史跡指定地	遺構の保存・整備と表現に関わる植栽・修景	(令和2年度から一部樹木の伐採着手)		・古墳を中心とした区域における樹林整備と植栽		・定期的な植栽の管理、下刈りなど
				眺望確保と周辺からの景観形成に関する樹林整備			・古墳の周辺 ・弥生土器散布範囲	・定期的な下刈りなど
			施設整備に関わる樹林整備と森林の管理		・竹林対策			・周辺から見た中小田古墳群の景観形成(樹林整備など)
				・園路・広場、その他施設整備に関わる樹林整備		・当面の間は竹の定期的な伐採、樹種転換 ・森林の管理		
史跡指定地	史跡指定地外における森林の管理・景観形成						
	史跡周辺の市街地における景観形成			・景観計画(景観法)に基づく届出への対応など ・屋外広告物条例に基づく許可への対応など		(同左)		

区分	施策・事業	前期事業期間(5か年:令和3年度～7年度)					後期事業期間 (5か年令和8年度～12年度)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
防災・環境 基盤整備	防災対策 植栽や森林の 管理による防 災機能等の保 持			・遺構整備、植栽・樹林整備などにおける防災に配慮 した対応			
	雨水排水の適 正処理			・遺構整備、園路・広場の整備など における雨水排水の適正処理			
	環境保全 現況地形・盛 土を基本とした 史跡の整備			・園路や広場などの整備において留 意			
	防災工事を施 した法面等の 維持管理						・北西側の山麓y部 ・小田川とその周辺(国土交通省 広島西部山系砂防事務所)
	鳥獣被害対策			・イノシシ防護柵など			・維持管理や修繕など
	防災の観点等 を取り入れた 史跡の点検と 復旧への対応						・定期的な点検や復旧への対応
	案内・解説 施設整備	保存施設(標 識、説明板)の 整備				・標識、説明板、名称表示 板の整備(内容やデザイ ンの検討を含む)	・維持管理や更新など
案内板、誘導 標識等の整備				・案内板の整備(史跡指定 地)		・維持管理や更新など ・案内板の整備(史跡指定地外)	
				・誘導標識、注意札の整備 (史跡指定地)		・維持管理や更新など ・誘導標識の整備(史跡指定地 外)	
ガイダンス機 能の確保・整 備					・北側エントランスゾーン	・維持管理や更新など ・既存施設におけるガイダンス 機能の確保・整備	
その他情報提 供の充実・強 化					・説明板等への外国語併 記	・外国語表記の更新など ・ICTを活用した情報提供機能の 整備	
管理・便 益施設整備	史跡指定地 維持管理施設 等の整備				・北側エントランスゾーン (倉庫、駐車スペースな ど)		
	便益施設の整 備				・北側エントランスゾーン (トイレ、案内・休憩所:上 記と一体的に整備)	・維持管理など	
					ベンチ あずまや	・維持管理や更新など ・整備した場合は維持管理など	

区分	施策・事業	前期事業期間(5か年:令和3年度～7年度)					後期事業期間 (5か年令和8年度～12年度)
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
史跡指定地周辺	駐車場の確保・整備						・史跡指定地周辺での確保・整備
	中小田公園のトイレの活用						※史跡指定地でトイレが整備できた場合は、それを利用
	休憩スペース及びベンチの整備促進						・史跡指定地の南側の眺望点(既存の小広場の維持・充実)
周遊ネットワーク形成			※史跡指定地内は、「動線整備」を参照				・周辺地域等を含めた多彩なコースづくり ・ネットワークづくりのためのトイレや休憩の場の確保など ・市域を越えたネットワークづくり
公開・活用及び管理運営							・中小田古墳群の公開・活用
	・維持管理					・整備を前提とした管理運営の体制づくり	・中小田古墳群の管理運営(維持管理を含む)

※黒の実線:実施予定

灰色の実線:維持管理や取組の態勢確保(例:調査の態勢確保、景観法に基づく届出への対応)

破線:実施の可能性、取組の有無を今後検討、積み残し(延期・延長)への対応

(3) 計画の推進

ア 計画の推進に向けた協力・連携～体制(態勢)づくり～

(7) 整備や公開・活用、管理運営における連携体制(態勢)の構築

公開・活用及び管理運営(維持管理など)において、広島市と地域住民及び町内会等の地域活動団体が連携した体制の構築を図る。

また、小田川の砂防堰堤工事の事業主体である国土交通省中国地方整備局広島西部山系砂防事務所と適宜情報交換しながら、協力・連携体制を維持・充実させる。

(4) 市民・地域活動団体等への情報の周知・共有化

地域住民、さらにはより多くの市民が中小田古墳群の存在を知り、その価値や特色を理解することが、中小田古墳群の保存・活用・整備に係る施策・事業の推進力となる。

このため、中小田古墳群をはじめ文化財に関する啓発や情報提供を、様々な機会を通じて行う。

また、学識経験者、古墳に関心のある人、まちづくり活動に関係する団体・人材など、市内外の人々・団体等への情報提供(発信)に努め、協力体制や人的ネットワークづくりを進める。

(5) 関係機関及び関係部局との連携

中小田古墳群は国指定の史跡であることから、国(文化庁)、広島県との連携を図りながら、その保存・活用を進める。

また、中小田古墳群の保存・活用においては、庁内において文化財部門と学校教育、社会教育、観光、まちづくり、景観などの部局との間で情報の共有化を図るとともに、

協力・連携した事業の実施、態勢の確保（景観計画に基づく啓発や届出対応など）に取り組む。

(I) 調査や整備及び活用に関する組織づくり

中小田古墳群の整備を具体的に進めるにあたっては、必要に応じて「史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議」を継承する形で、新たな専門家・学識経験者等の参加を得て、指導・助言等を受けるための組織の設置を検討する。

イ 施策・事業の実施への対応～事業費等の確保と効果的な取組展開～

中小田古墳群の整備には、多額の費用が必要であり、その財源確保について検討し、実現可能性や優先順位などを考慮しながら、事業の具体化を目指す必要がある。

また、実際の工事に入った段階で当初予想していなかった状況が生じる可能性もある。こうしたことを踏まえ、施策・事業の実施段階における留意点・課題を整理する。

(1) 必要な事業費や支援の確保

中小田古墳群の保存・活用、とりわけ整備を計画的に進めるためには、事業の効率化などに努めながら、国、広島県と連携して、必要な事業費及び技術的な支援などの確保に努める必要がある。

また、特に地域活動団体による中小田古墳群の活用（整備を含む）事業の実施に当たっては、安佐北区の区の魅力と活力向上推進事業補助金や公益信託広島市まちづくり活動支援基金、民間の助成制度、さらには、インターネットの活用（クラウドファンディング）などを含め、広く資金の確保に向けた取組を検討する必要があると考えられる。

(2) 優先順位と効果的な事業実施の検討

中小田古墳群の整備に関わる施策・事業は、多岐にわたっており、これらの優先順位を検討し、効率的かつ効果的に実施することが求められる。

また、前期事業期間については、年度別に施策・事業を位置付けているが、今後の市の財政状況や事業の進捗状況などを踏まえ、適宜、整備プログラムやスケジュールを見直ししながら、効果的・効率的な事業展開を図る必要がある。

(3) 計画・事業の進行管理

施策・事業を円滑かつ効果的に進めるためには、その進行管理を徹底する必要がある。

その際、事業の中間点、終了時点または毎年度において、施策・事業の達成状況、効果、課題などの把握・評価を行い、当該施策・事業の改善・見直し、他の施策・事業への反映に努めることが求められる。

また、各種事業等の検証・見直しに関しては、P D C A サイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方を取り入れ、施策・事業の推進や適切な見直しを行うとともに、本計画の見直しにも柔軟に対応する必要がある。